

東北高等学校選手権大会開催基準要項

1 趣 旨

体育運動を通して東北六県高校生徒の交流を深め、体力・技能の向上とスポーツマンシップの高揚を図り、心身ともに健全な高校生を育成する。

2 主 催

大会の主催は東北高等学校体育連盟（以下「本連盟」という）、開催県（同教育委員会を含む）及び東北地区関係競技別統轄団体とし、必要に応じて開催地関係機関・団体等共催することができる。

3 後 援

必要により開催県関係機関・団体、その他（報道機関等）を後援または共同後援団体とすることができる。

4 主 管

大会の主管は本連盟競技種目別専門部（以下「専門部」という）及び開催県の高等学校体育連盟（以下「県高体連」という）とし、必要により開催県競技種目別団体と共同主管とすることができる。

5 大会の開催

- (1) 大会は東北六県内を競技種目別に定められた順序で開催することを原則とする。
- (2) 開催地は開催県高体連が決定する。
- (3) 開催要項は当該専門部長が開催前年の8月31日まで本連盟並びに開催県高体連会長に提出する。
- (4) 運営は開催県高体連当該専門部が、他の主管団体と提携してあたる。
- (5) 競技方法は各競技種目とも学校対抗とし、別に個人戦を合わせ実施することができる。
- (6) 各競技の参加者は各県の最強者より順に選出し、その数は大会期間中に競技が終了することを限度とする。

6 大会開催の競技種目・期日・期間

- (1) 競技種目は次のとおりとする。

陸上競技	バレーボール	バスケットボール	体 操	ソフトテニス
卓 球	サ ッ カ ー	バドミントン	柔 道	ハンドボール
相 撲	ソフトボール	ボ ー ト	自転車競技	水 泳
ス キ ー	剣 道	テ ニ ス	フェンシング	レスリング
ヨ ッ ト	ウエトリフティング	弓 道	ボクシング	ホ ッ ケ ー
ラグビーフットボール	空 手 道	駅 伝	馬 術	アーチェリー
ス ケ ー ト	なぎなた	カ ヌ ー	少林寺拳法	

- (2) 大会期間は次のとおりとする。

6月下旬から7月上旬(水泳、駅伝、スケート、スキーを除く)に実施することを原則とする。ただし、全国高等学校総合体育大会東北地区予選会を必要とする競技種目は、6月中・下旬とする。

- (3) 大会日数は3日を越えないことを原則とする。ただし、陸上競技・サッカー・ヨット・ラグビーフットボール競技については4日間の大会日数とする。

7 新規大会開催の決定

- (1) 新たに大会開催を希望する専門部は、東北六県当該専門部長間で協議し、要項案に予算書を添えて本連盟会長に申請書を提出する。
- (2) 申請書は大会開催年度の前年4月1日から8月31日までに提出するものとする。
- (3) 本連盟は、(2)の申請に基づいて理事会において決定する。

8 大会参加資格

全国高等学校総合体育大会参加資格に準ずる。

9 大会役員

別紙大会役員編成基準による。

10 競技役員

競技役員は開催県内役員を中心に編成し、やむを得ない場合は、他の参加県に協力依頼することができる。

11 大会参加料

- (1) 大会参加者は参加料を納入する。
- (2) 参加料は全国高等学校総合体育大会参加料を超えない額とする。
- (3) 参加料は大会運営費にあてる。

12 大会経費

大会の準備並びに運営のための経費は開催県負担金(補助金)、開催県高体連負担金、参加料、協賛金等でまかなう。

13 表彰

各競技とも団体は、3位まで賞状を授与する(各1枚)。個人については、トーナメント方式の場合は3位(ベスト4)まで、1位から6位まで順位がつく場合は6位まで賞状を授与する。

付 則

本要項は昭和60年2月6日に決定し、昭和60年度大会より発効する。

昭和62年11月5日一部改正	平成5年10月28日一部改正	平成12年10月24日一部改正
昭和63年11月7日一部改正	平成10年5月19日一部改正	平成18年10月23日一部改正
平成2年11月1日一部改正	平成11年10月19日一部改正	平成24年10月18日一部改訂